特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０１号
北海道旭川市３条通18丁目1243番地
清算株式会社　株式会社旭友ストアー
代表清算人　豊島　弘通
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第３４号
京都府綾部市若松町14番地
清算株式会社　京都ロイヤルサービス株式会社
代表清算人　山地　敏之
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
京都地方裁判所第５民事部

平成２５年（ヒ）第３０１５号
大阪府池田市建石町７番13号建石産業株式会社本社内
清算株式会社　株式会社ウインストン
代表清算人　高田　彌生
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２号
長野県茅野市宮川4000番地
清算株式会社　株式会社ちの食品
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所諏訪支部

再生手続開始

平成２５年（再）第６１号
三重県伊賀市桐ケ丘３丁目346番地
再生債務者　株式会社坂口組
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年１月８日から平成26年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

管理命令取消

平成２０年（再）第２８１号
東京都台東区浅草橋４丁目19番８号
再生債務者　勝村建設株式会社（吸収合併後の存続会社株式会社エム・テック本店所在地埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目７番２号）
主文　平成24年４月18日にした管理命令を取り消す。
平成25年10月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２５年（再）第３号
岡山市北区御津矢原1754番地
再生債務者　有限会社御津砕石工業所
特別調査期間　平成25年11月20日から平成25年11月27日まで
平成25年11月６日
岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２５年（再）第１号
静岡県浜松市中区元城町216番地の11　鴻池元城ビル２階
再生債務者　株式会社東海内装
1　決議に付する計画案　平成25年10月８日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成25年12月10日まで
平成25年11月７日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第５号
大阪市西区江戸堀１丁目８番22号
再生債務者　株式会社山本友綿行
1　決議に付する再生計画案　平成25年10月18日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年12月19日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年12月５日
平成25年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1000番地
再生債務者　株式会社バンプラ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年11月７日　　前橋地方裁判所民事部

平成２５年（再）第２５号
高知県土佐市高岡町乙3471番地８
再生債務者　株式会社コリーヌ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年11月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第２８１号
東京都台東区浅草橋４丁目19番８号
再生債務者　勝村建設株式会社（吸収合併後の存続会社株式会社エム・テック本店所在地埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目７番２号）
1　主文　本件再生手続を終結する
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成25年10月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第３０号
東京都小平市津田町３丁目36番５号
再生債務者　株式会社一竹工房
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年11月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第６号
大阪府藤井寺市大井２丁目488番地、登記簿上の本店所在地奈良県香芝市北今市１丁目105番地の１
再生債務者　株式会社昭栄製作所
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４３号
千葉県八街市八街ほ439・ほ440番地合併３
再生債務者　飯田　克也
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第２３号
千葉県山武市成東227番地19
再生債務者　寺田　俊広
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月11日から平成25年12月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第３３号
千葉県銚子市黒生町7220番地の１
再生債務者　川嶋　克典
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月12日から平成25年12月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第５８号
名古屋市昭和区山里町36番地の１　ソレーユベルテ山里302号
再生債務者　岩本　典世
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年12月５日から平成25年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部